

ペット保険

ペット手術保険

ペット手術保険普通保険約款・特約

このたびは、弊社の保険にご契約いただきまして、
誠にありがとうございます。

本冊子は保険証券とともに大切に保管ください。

ペット手術保険普通保険約款

第 1 章	総 則	1
第 2 章	保険金をお支払いする場合	4
第 3 章	保険金をお支払いしない場合	5
第 4 章	保険金の請求・支払手続き	6
第 5 章	保険料の払込	8
第 6 章	保険契約の失効、無効、取消	9
第 7 章	お客様または被保険者の義務	11
第 8 章	保険契約の解除	12
第 9 章	保険契約の解約	13
第 10 章	保険契約の更新	14
第 11 章	保険契約内容の変更	15
第 12 章	その他	16
別 表 1	対象とならない事由	17

特約

特定傷病除外特約	19
インターネットによる契約申込み手続きに関する特約	20

日本ペット少額短期保険株式会社

第1章 総 則

第1条(仕組みと特徴)

この保険は、家庭で飼育されているペットの飼主を被保険者とし、ペットが傷病を被り、獣医師の手術を受けた場合に、被保険者が負担した手術費用を約款にもとづいて、弊社が被保険者に保険金としてお支払いするものです。

第2条(用語及び用語の説明・定義)

約款において使用する用語及び用語の説明・定義は次の表のとおりです。

	用語	用語の説明・定義
1	約款	この保険契約の基本的な契約内容を定めるペット手術普通保険約款をいいます。
2	弊社	日本ペット少額短期保険株式会社をいいます。
3	お客様	この保険契約の契約者をいい、保険証券の保険契約者欄に記載されます。また、お客様（契約者）には保険料の支払義務があります。
4	ペット	保険証券に記載された、日本国内の家庭で飼育されている犬、猫のことをいいます。
5	被保険者	ペットの飼主で保険証券の被保険者欄に記載されている方と、次の①及び②の方を含みます。また、これらの方が下記のア、イを含みます。また、この方が保険金を請求する権利を有しています。 ① 被保険者の保険金請求における配偶者 ② 被保険者または配偶者と生計を共にする保険金請求時における同居の親族
6	手術費用	ペットの治療のために被保険者が負担した臨床獣医学上、一般に認められている手術料をいいます。ただし、別表1記載の事由を除きます。
7	手術	獣医師の手術が必要なペットの傷病について、動物病院において獣医師による次に掲げる処置を受けることをいいます。 ①手術 病態の制御及び失われた機能の回復を目的として、メス、剪刀、鑷子、鉗子、内視鏡、レーザー等の器具を用いて病巣の切除または摘出を行うこと、もしくは組織及び器官（臓器を含みます）の形成、移植を行うことをいい、当該獣医師が手術と認定した場合をいいます。ただし、切創の縫合、皮膚病治療に伴う切開・排膿処理の外科的処置、手術完了後に行われる抜糸、ピン・ワイヤー・ネジ（ボルトを含みます）・釘、金属プレート除去の2次的処置は、手術から除外します。

特定傷病除外特約

	<p>次に掲げる疾病及びこれらに起因する疾病</p> <p>①パルボウイルス感染症、ジステンバー感染症、犬バラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、伝染性咽頭気管支炎（アデノウイルス2型感染症）、コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症黄疸型、レプトスピラ感染症カニコーラ型、フィラリア感染症、狂犬病、犬ノミ・ダニ感染症</p> <p>②猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻氣管炎（FVR）、猫白血病ウイルス感染症、猫免疫不全ウイルス感染症、猫ノミ・ダニ感染症</p> <p>③責任開始日以前に発症した遺伝子疾患及び先天性異常（遺伝子疾患及び先天性異常を原因とする身体障害に対する治療、ただしこの保険契約の保険期間中に獣医師により初めて発見された遺伝子疾患及び先天性異常の場合は、この保険期間に限り、弊社は保険金を支払います）</p>
16	
17	医療行為の補助者やトリマー等を養成する施設における教材

第1条(仕組みと特徴)

この特約は、特定の傷病を保障の対象から除外することにより保険契約を締結することができる主契約に付加します。

第2条(保険金をお支払いしない場合の追加)

弊社は、この特約が付加された保険契約について、保険証券等記載の傷病を被ったことによって被保険者が負担した治療費（手術料を含む）に対しては、保険金をお支払いしません。

第3条(準用規定)

本特約に規定しない事項については、主契約の規定を準用します。

インターネットによる 契約申込み手続きに関する特約

第1条(仕組みと特徴)

この特約は、インターネットによる契約申込み手続きを行う保険契約に付加します。

第2条(用語及び用語の説明・定義)

この特約において使用する用語及び用語の説明・定義は次の表のとおりであり、これ以外は主契約普通保険約款を準用します。

用語	用語の説明・定義
申込日	お客様が保険契約をお申込みされた日（申込情報ご入力日）をいいます。
インターネット	情報処理の用に供する機器を使用して接続する電気通信回線ネットワークのことをいいます。
インターネットによる契約手続き	インターネット通信を媒体として、弊社所定の保険契約申込みその他の画面に所定の事項を入力し、弊社に送信することにより行う契約手続きをいいます。

第3条(責任開始日及び待機期間)

- 1 弊社は、インターネットの申込み画面等によりお客様から申込情報のすべてを受領したときに申込を承諾するものとし、その受領の日と次の各号の該当する日のいずれか遅い日の午前0時から責任を開始します。この日を責任開始日といいます。
 - 一 弊社が保険料を現金で受領した日
 - 二 お客様が保険料を弊社金融機関口座にお振り込みいただいた日
 - 三 お客様がクレジットカードを利用する場合において、クレジットカードの有効性及び利用限度額内の利用であることの確認がとれ、弊社が承認した日
 - 四 お客様がコンビニエンスストア等において払込書用紙を利用し、収納代行会社に保険料をお払い込みいただいた日
- 2 初年度契約の責任開始日から30日を待機期間といいます。弊社は、その期間中に疾病による治療を受けた場合は保険金をお支払いしません。ただし、疾病がガンの場合は待機期間を60日とします。尚、傷害の場合は待機期間がありません。
- 3 第1項の申込情報にはペットの写真を含むものとします。

第4条(保険期間)

この特約は、インターネットによる契約申込み時にのみ適用します。

第5条(保険契約の更新)

本特約は更新を取り扱いません。

第6条(契約更新時の保険料その他契約内容の見直し)

本特約は更新を取り扱いません。

第7条(契約更新を引き受けない場合)

本特約は更新を取り扱いません。

第8条(準用規定)

本特約に規定しない事項については、主契約の規定を準用します。